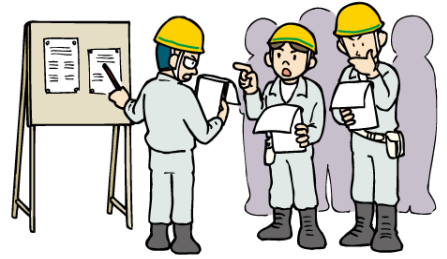


第一線監督者の労働安全衛生教育 職長教育



開催のご案内

主催 一般社団法人 名北労働基準協会

労働安全衛生法第60条の規定により、製造業・建設業等では作業現場において班長・リーダー等作業中の労働者を直接監督・指導する者に、安全衛生のため職長教育の実施が義務づけられています。

当協会では、事業者に代わって次のとおり職長教育を実施しますので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

いずれも定員は 36名

職長教育	
日時	令和 8年 4月 15日(水)・16日(木) 定員満了 6月 18日(木)・19日(金) 8月 20日(木)・21日(金) 10月 26日(月)・27日(火) 12月 2日(水)・3日(木) いずれか連続の2日間 令和 9年 2月 3日(水)・4日(木) 1日目 9:30～16:55 2日目 9:30～16:50
会場	(一社)名北労働基準協会 3階大会議室 名古屋市北区清水1-13-1 Tel (052)961-1666
講習内容	1.労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 2.作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 3.危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 4.異常時における措置に関すること 5.その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること
対象	【職長教育】 事業場で、班長・リーダー・係長などとして、直接部下の現場監督指導を行う方 ①建設業 ②製造業 ③電気業 ④ガス業 ⑤自動車整備業 ⑥機械修理業 <u>令和5年4月1日より</u> ⑦食品製造業 ⑧新聞・出版・製本業及び印刷物加工業等追加 【職長・安全衛生責任者教育】 建設業における第一線監督者(職長)で、なおかつ安全衛生責任者に選任される予定の方は こちらを受講ください。
会費	会員 15,550円 非会員 21,110円 (テキスト・昼食代・消費税を含む)
その他	・講習修了者には「修了証」を交付します。 所定の講習時間、内容を受講することが要件です。

